

川崎市教育委員会産業医非常勤嘱託員の任用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条の規定に基づき選任する産業医を非常勤の嘱託員（以下「嘱託員」という。）として任用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(職名)

第2条 嘱託員の職名は、産業医とする。

(職務)

第3条 嘱託員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 職場巡視に関すること。
- (2) 健康診断の実施とその結果に基づく職員及び教職員（以下「職員等」という。）の健康を保持するための措置に関すること。
- (3) 職場環境の維持管理に関すること。
- (4) 作業の管理に関すること。
- (5) 職員等の健康管理に関すること。
- (6) 健康教育、健康相談その他職員等の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- (7) 衛生管理に関すること。
- (8) 職員等の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
- (9) 安全衛生委員会への出席

2 嘱託員は、前項第1号から第8号までに掲げる職務を行うについて、総括安全衛生管理者に勧告し、又は安全管理者及び衛生管理者を指導し、若しくは助言することができる。この場合において、総括安全衛生管理者、安全管理者及び衛生管理者は、当該勧告等を尊重しなければならない。

(身分)

第4条 嘱託員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職に属する非常勤嘱託員とする。

(定数及び資格)

第5条 嘱託員の定数は、8人とし、医師免許及び産業医の資格を有する者とする。

(任用)

第6条 嘱託員の任用の期間（以下「任用期間」という。）は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲とする。

嘱託員の任用の期間は、原則として1年以内とする。

(任用の更新)

第7条 嘱託員の任用期間は、勤務成績が良好である場合、更新することができる。

(退職)

第8条 嘱託員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日
- (3) 死亡したとき。

(解職)

第9条 教育長は、任用期間中であっても、嘱託員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 勤務成績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

(勤務日及び勤務時間等)

第10条 嘱託員の勤務日は、週1日程度とし、勤務時間は、1日について休憩時間を除き3～7時間の範囲内かつ月20時間程度（年間240時間）とする。

2 前項の規定にかかわらず、職務の性質上これにより難しいときは、嘱託員の勤務日、勤務時間、その割振り及び休憩時間について、所属長が定める。

3 その月の勤務日は、前月末までに所属長が命じるものとする。

(年次有給休暇)

第11条 嘱託員に対して、別表第1に掲げる区分に応じた年次有給休暇を1日、半日又は1時間を単位に付与することができる。

2 第7条の規定に基づき、任用が更新された場合において、前年度（直近1年度に限る。）に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

(報酬)

第12条 嘱託員には、第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

2 第1種報酬の額は、月額303,900円とする。

3 第2種報酬の額は、嘱託員の通勤の事情等に応じ、教育長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

4 第1種報酬及び第2種報酬の合計額は、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第12号）第1条第5項に定める報酬額の限度額を超えないものとする。

5 前各項に規定する第1種報酬及び第2種報酬の支給方法は、正規職員の例による。

(公務災害等の補償)

第13条 嘱託員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年川崎市条例第35号）の定めるところによる。

2 嘱託員が公務上の災害又は通勤による災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

(定めのない事項)

第14条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令の定めるところによるほか、嘱託員に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第11条関係）

1週間の 勤務日数	任用期間						
	1月未満	1月以上 2月未満	2月以上 3月未満	3月以上 4月未満	4月以上 5月未満	5月以上 6月未満	6月
5日以上	—	1日	2日	2日	3日	4日	5日
4日	—	1日	1日	2日	2日	3日	3日
3日	—	—	1日	1日	2日	2日	3日
2日	—	—	—	1日	1日	1日	2日
1日	—	—	—	—	—	—	1日

1週間の 勤務日数	任用期間						
	6月超 1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	3年超 4年以下	4年超 5年以下	5年超 6年以下	6年超
5日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日